

海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文目次

本則関係

○海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号) (第一条関係)	1
○領海等における外国船舶の航行に関する法律(平成二十年法律第六十四号) (第二条関係)	4
○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第五十五号) (附則第二項関係)	6

附則関係

改正案	現行
<p>第二条 海上保安庁は、法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における船舶の航行の秩序の維持、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を行うことにより、海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。</p> <p>②（略）</p>	<p>第二条 海上保安庁は、法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を行うことにより、海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。</p> <p>②（略）</p>
<p>第五条 海上保安庁は、第二条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十一（略）</p> <p>十二 海上における船舶の航行の秩序の維持に関すること。</p> <p>十三・十四（略）</p> <p>十五 海上における犯罪の予防及び鎮圧に関すること。</p> <p>十六 三十一（略）</p>	<p>第五条 海上保安庁は、第二条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十一（略）</p> <p>（新設） 十二・十三（略）</p> <p>（新設） 十四 二十九（略）</p>
<p>第十七条 海上保安官は、その職務を行うため必要があるときは、船長又は船長に代わつて船舶を指揮する者に対し、法令により船舶に備え置くべき書類の提出を命じ、船舶の同一性、船籍港、船長の氏名、直前の出発港又は出発地、目的港又は目的地、積荷の性質又は積荷の有無その他船舶、積荷及び航海に関し重要と認める事項を確</p>	<p>第十七条 海上保安官は、その職務を行うため必要があるときは、船長又は船長に代わつて船舶を指揮する者に対し、法令により船舶に備え置くべき書類の提出を命じ、船舶の同一性、船籍港、船長の氏名、直前の出発港又は出発地、目的港又は目的地、積荷の性質又は積荷の有無その他船舶、積荷及び航海に関し重要と認める事項を確</p>

かめるため船舶の進行を停止させて立入検査をし、又は乗組員及び旅客並びに船舶の所有者若しくは賃借人又は用船者その他海上の安全及び治安の確保を図るため重要と認める事項について知つていると認められる者に対しその職務を行うために必要な質問をすることができる。

②・③ (略)

第二十八条の二 海上保安官及び海上保安官補は、本土から遠隔の地にあることその他の理由により警察官が速やかに犯罪に対処することが困難であるものとして海上保安庁長官及び警察庁長官が告示する離島において、海上保安庁長官が警察庁長官に協議して定めるところにより、当該離島における犯罪に対処することができる。

② 警察官職務執行法第二条、第五条並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、前項の規定による海上保安官及び海上保安官補の職務の執行について準用する。この場合において、同法第二条第二項中「警察署、派出所又は駐在所」とあるのは「海上保安庁の施設、船舶又は航空機」と、同条第三項中「警察署、派出所若しくは駐在所」とあるのは「海上保安庁の施設、船舶若しくは航空機」と読み替えるものとする。

第二十八条の三 (略)

第三十一条 (略)

② 海上保安官及び海上保安官補は、第二十八条の二第一項に規定する場合において、同項の離島における犯罪について、海上保安庁長官が警察庁長官に協議して定めるところにより、刑事訴訟法の規定

かめるため船舶の進行を停止させて立入検査をし、又は乗組員及び旅客に対しその職務を行うために必要な質問をすることができる。

②・③ (略)

(新設)

第二十八条の二 (略)

第三十一条 (略)

(新設)

による司法警察職員として職務を行う。

第三十三条の二 第五条第二十八号の文教研修施設の名称、位置及び組織は、海上保安庁令で定める。

第三十三条の二 第五条第二十六号の文教研修施設の名称、位置及び内部組織は、海上保安庁令で定める。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 外国船舶の航行方法等（第三条―<u>第八条</u>）</p> <p>第三章 雑則（<u>第九条</u>―<u>第十一条</u>）</p> <p>第四章 罰則（<u>第十二条</u>・<u>第十三条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（外国船舶に対する勧告）</p> <p><u>第七条</u> 海上保安官は、領海等において現に停留等を伴う航行を行っている外国船舶と認められる船舶があり、当該船舶の外観、航海の態様、乗組員等の挙動その他周囲の事情から合理的に判断して、当該船舶の船長等が<u>第四条</u>第一項の規定に違反していることが明らかであると認められるときは、当該船長等に対し、領海等において当該船舶に停留等を伴わない航行をさせるべきことを勧告することができる。</p> <p>（外国船舶に対する退去命令）</p> <p><u>第八条</u> 海上保安庁長官は、<u>第六条</u>第一項の規定による立入検査の結果、当該船舶の船長等が<u>第四条</u>の規定に違反していると認めるときは、当該船長等に対し、当該船舶を領海等から退去させるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 海上保安庁長官は、前条の勧告を受けた船長等が当該勧告に従わ</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 外国船舶の航行方法等（第三条―<u>第七条</u>）</p> <p>第三章 雑則（<u>第八条</u>―<u>第十条</u>）</p> <p>第四章 罰則（<u>第十一条</u>・<u>第十二条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p><u>第七条</u> 海上保安庁長官は、<u>前条</u>第一項の規定による立入検査の結果、当該船舶の船長等が<u>第四条</u>の規定に違反していると認めるときは、当該船長等に対し、当該船舶を領海等から退去させるべきことを命ずることができる。</p> <p>（新設）</p>

ない場合であつて、領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するために必要があると認めるときは、当該船長等に対し、当該船舶を領海等から退去させるべきことを命ずることができる。

第九条 (略)

第十条 第八条の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

第十一条 (略)

第十二条 第八条の規定による命令に違反した船長等は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十三条 (略)

第八条 (略)

第九条 第七条の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

第十条 (略)

第十一条 第七条の規定による命令に違反した船長等は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十二条 (略)

○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（海上保安庁による海賊行為への対処） 第五条（略） 2 前項の規定は、海上保安庁法第五条第十九号に規定する警察行政 庁が関係法令の規定により海賊行為への対処に必要な措置を実施す る権限を妨げるものと解してはならない。</p>	<p>（海上保安庁による海賊行為への対処） 第五条（略） 2 前項の規定は、海上保安庁法第五条第十七号に規定する警察行政 庁が関係法令の規定により海賊行為への対処に必要な措置を実施す る権限を妨げるものと解してはならない。</p>